

乗務員の皆さん！ 掲示物の閲覧、全て写せますか！？

3月27日、当直の早水助役が乗務点呼において、総務科掲示に対して掲示されていることの報告と、乗務手帳への記入を指示しました。

これまで運転士の乗務点呼の際には直接、運転に関係する事柄の新掲示だけを乗務員から報告していました。これまでも、「制服交換」「社員の異動」等に関する総務掲示がありましたが、そうした掲示の報告は求められたり乗務手帳への記入を指示された事実はありませんでした。

仮に管理者が言うように何でも指示に従っていたら準備報告時間だけでは時間が足らなくなってしまいます。現在も続いている規程の訂正等については自己の時間での対応になっています。

掲示物は職場だけに限らず、通路の壁という壁にもたくさんの掲示が貼っています。全ての掲示物の報告と手帳への記入をしていたら、乗務点呼時間がかかりすぎたり、現在の準備時間では足りない状況です。

「掲示内容の報告と乗務手帳への記入」 に関して会社へ申し入れ！

また、乗務点呼では常に「相互確認」が基本ではないでしょうか。管理者からの伝達としてなのか「書き写す指示」なのか曖昧なままの指示がまかり通っているのではないのでしょうか。

今回の早水助役の行った対応について、私たちは申し入れ（地本「申」第45号。裏面参照）をしました。掲示物の内容や、管理者個々の勝手な解釈による指示や指導では社員はたまったモノではありません。

J R 東海労働関西地「申」第 45 号

2 0 1 4 年 4 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「乗務点呼時に関する掲示内容の報告と乗務手帳の記入について」に関する申し入れ

去る 3 月 2 7 日、大阪第二運輸所の運転士の乗務点呼において当日、当直であった早水助役は、3 月 2 7 日付総務科掲示「大二運総第 9 0 号」の「業務中の私物の携帯電話の使用について」名の掲示について、掲示されていることの報告と乗務手帳への記入を指示した。

これまで総務科関係の掲示に関しては乗務には直接関係ないことから、乗務点呼時に乗務員からの報告及び乗務手帳への記入は省略されていた。しかし、今回早水助役は「制服貸与や割引証交換などの掲示についても乗務点呼で乗務員は報告している」と主張した。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を設定すること。

記

1. 乗務員の準備報告時間の詳細を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
2. 乗務員の準備報告時間に確認すべき掲示、並びに乗務点呼時に乗務手帳に記載しなければならない事柄を運転士及び車掌について、それぞれ具体的に明らかにすること。
3. 乗務員の準備報告時間内に確認及び乗務点呼時に報告、乗務手帳に記入する事柄に総務科関係の掲示も含まれるのか否か明らかにすること。
4. 当日、早水助役は他の乗務員の乗務点呼において、3 月 2 7 日付総務科掲示「大二運総第 9 0 号」の「業務中の私物の携帯電話の使用について」名の掲示が掲出される直前の総務科掲示（制服貸与、割引証交換等）が掲示されていたにも関わらず、乗務点呼でそれらについての報告は一切求めなかった。
当日の早水助役は何を根拠にして総務科の掲示内容によって報告と手帳への記入を指示し区別したのか明らかにすること。

以上